

声明 パチンコ店内ATM撤去に関する「ギャンブル依存症対策推進基本計画（案）」  
について

530-0047 大阪市北区西天満4丁目5番5号

マーキス梅田301号大阪いちょうの会内  
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会  
会長 岡田 悟

2019年3月12日

政府は本年3月7日、パチンコ店などギャンブル施設場からのATM（現金自動受払機）の撤去をはじめギャンブル依存症対策に関する基本計画案を発表した。

当会は、かねてよりパチンコ店等ギャンブル場内や周辺に銀行やサラ金のATMが設置されていることが、既に世界でも有数のギャンブル大国である我が国における依存症被害を拡大する重要な誘因となっていることを指摘し続けてきた。

しかしながら、警察、金融庁は、ATM設置についてはこれまで適切な規制をすることなく、放置し続けてきた。

その結果、借金を重ねてまでパチンコにのめり込み、多重債務、自己破産のみならず、自殺や犯罪にまで被害が広がり、大きな社会問題となってきたが、あらためて政府はそのことについて深い反省が求められるといわねばならない。

今回の政府の「ギャンブル依存症対策推進基本計画（案）」にパチンコ店内にある銀行ATMの撤去方針が明記されたことは、遅きに過ぎるとはいえ、カジノ解禁法を巡って国民世論が、ギャンブル依存症の深刻さを問題視してきたからに他ならない。当会は、このATM撤去の方針がこれまでの業界の儲け本位に一定のブレーキを掛け、ギャンブル依存被害減少に少しでも役に立つことを心から念願する。

他方で、我が国ではギャンブル依存症が疑われる人は320万人と推計される、ギャンブル大国である。ギャンブル依存被害は、公然と賭博行為が国内で行われていることで生み出される深刻な社会問題であり、今回のATM撤去だけに留まらず、国はこれまでの無責任な対応を改め、本格的なギャンブル施設への規制策を講ずるべきある。

にもかかわらず、政府は目下、パチンコ店よりも何百倍もの損失を叩き出すカジノ賭博場を解禁する方向に舵を向けている。カジノ実施法では、カジノ賭博場内ではATMでなくともカジノ事業者自らが顧客に金銭を貸しつけることができる仕組みとなっており、これでは我が国からギャンブル依存被害を根絶やしにすることなど、到底出来ず、政府は我が国にカジノ賭博場を設置することを止めさせるべきである。

以 上